



## SMAメーカー保証

注記：本書、SMA Solar Technology AG（以下、「SMA」）のメーカー保証は、2020年3月25日以降に行われる後述の製品タイプのあらゆる購入に対して発効し適用され、すべての事前のSMAメーカー保証の権利に取って代わります。

本SMAメーカー保証は耐久性を保証するものではなく、また、製品の稼働率を保証するものではありません。以下の製品タイプの新しい装置にのみ適用されます。

SUNNY HIGHPOWER, SUNNY TRIPower, SUNNY TRIPower STORAGE, SUNNY BOY, SUNNY BOY STORAGE, SUNNY ISLAND, SUNNY HOME MANAGER, SUNNY REMOTE CONTROL, SUNNY VIEW, SMA HYBRID CONTROLLER, SMA CLUSTER CONTROLLER, SMA COM GATEWAY, SMA INVERTER MANAGER, SMA BLUETOOTH REPEATER, SMA CONNECTION UNIT, SMA CT METER, SMA DC-COMBINER, SMA ENERGY METER, SMA RAPID SHUTDOWN SYSTEM, SMA READY RACK, SMA WEBCONNECT, CLOUD CONNECT ADVANCED, TS4-R, GATEWAY, GRID-CONNECT-BOX, MC-BOX, NA-BOX, SMARTFORMER, SMA ENERGY SYSTEM - BUSINESS S, SMA ENERGY SYSTEM - BUSINESS XL, SMA ENERGY SYSTEM - HOME M, SMA STORAGE PACKAGE - BUSINESS, AUTOMATIC BACKUP UNIT

### 法律上の責任を制限しない事について

製品の売主に適用される法的に排除または限定が認められない法律上の保証責任及びこれに対応する購入者の法律上の権利は、本SMAメーカー保証の影響を受けません。また、本SMAメーカー保証が、法的に排除又は限定が認められない各国の法律上の権利のうちSMAメーカー保証には規定されていないが保証請求者に対して認められた権利を侵害する場合、これらの法律上の権利は、本SMAメーカー保証により影響されないものとします。

### 保証人

保証人はSMAとします。但し、SMAは、本SMAメーカー保証に規定されたサービスを、SMAが認定したパートナーに実施させることができるものとします。

### 保証の資格

本SMAメーカー保証に基づき請求を行う資格のある人物は、次の者に限られます。(i) 装置を自身で購入し初めて事業に組み込んだ購入者（本書では「初期事業者」と呼称）、及び(ii) 装置を合法的かつ修正なしで初期事業者から買収した購入者、又は初期事業者の法的継承者。本SMAメーカー保証に基づき資格のある者を、本書では「保証請求権者」と言います。その他の人物は、本SMAメーカー保証に基づきSMAに対して請求を主張する権利を有しません。しかし、本SMAメーカー保証に基づき、本保証の請求権者はその申し立てを第三者に委託することができます。保証請求権者以外の人物への、これらの権利の譲渡又は移転、又はその両方を行うことは認められていません。

## 保証期間

SUNNY VIEW（以下に記載するSunny Viewモデルを除く）、SMA COM GATEWAY、SUNNY HOME MANAGER、SMA DC COMBINER、SMA ENERGY METER、SMA WEBCONNECT、SMA DATA MANAGER M、SMA Weather Station: COM-WS-XXX-10、については、2年間のSMAメーカー保証の対象となります。

SUNNY HIGHPOWER、SUNNY TRIPOWER（ただし以下に記載するSunny Tripowerモデルを除く）、SUNNY TRIPOWER STORAGE、SUNNY BOY（ただし以下に記載するSunny Boyモデルを除く）、SUNNY BOY STORAGE（ただし以下に記載するSunny Boy Storageモデルを除く）、SUNNY ISLAND（ただし以下に記載するSunny Islandモデルを除く）、SUNNY REMOTE CONTROL、SUNNY VIEW: SUNNY VIEW-10-JP、SMA INVERTER MANAGER、SMA CT METER、SMA READY RACK、SMA CLUSTER CONTROLLER、CLOUD CONNECT ADVANCED、GRID-CONNECT-BOX、MC-BOX、NA-BOX、SMARTFORMER、SMA HYBRID CONTROLLER、SMA EV Charger、並びにこれら装置の標準付属品、インターフェース、接続を遮断するためのオプションに対しては、5年間のSMAメーカー保証が付与されます。SMA Hybrid Controllerについては、試運転調整の資料に署名の上、試運転前又はSMAメーカー保証が無効になる前にその署名済み資料をSMAに返送する必要があります。

SUNNY TRIPOWER: STP xx000TL-US-10, STP 50-US-40, STP xx-US-41, SUNNY BOY: SB xx00TL-US-22, SB xx000TL-US-12, SBxx-1SP-US-4x, SBxx-1TP-US-40, SB xx00TL-JP-22, SUNNY ISLAND: SI4.4M-12, SI6.0H-12, SI8.0H-12, SI4.4M-13, SI6.0H-13, SI8.0H-13, SMA CONNECTION UNIT: CU1000-US, SUNNY BOY STORAGE: SBS xx-US-10, SBS-ABU-200-US-10, SMA RAPID SHUTDOWN SYSTEM, GATEWAY, SMA SPEEDWIRE/WEBCONNECT DATAMODULE: SWDM-JP, SMA ENERGY SYSTEM - BUSINESS S, SMA ENERGY SYSTEM - BUSINESS XL, SMA STORAGE PACKAGE - BUSINESS, SMA ENERGY SYSTEM - HOME M, については、標準付属品、インターフェース、および断路器を含め、10年間のSMAメーカー保証の対象となります。

- カナダ、メキシコ、米国以外の国に設置された -US Sunny Tripower、-US Sunny Boyモデルタイプ、及び-US SMA Connection Unitsの保証期間は、5年間です。
- Sunny Islandについては、試運転調整実施から31暦日以内にSunny Portalからデバイスのご登録、またはオフグリッド運転をしている場合は同梱の情報シートからご登録が必要です。行わない場合の保証期間は、5年間です。
- Sunny Boy Storageは、最初の試運転調整から31日以内に、SMA Sunny Portal ([www.sunnyportal.de](http://www.sunnyportal.de)) で製品の登録を行う必要があります。行わない場合の保証期間は、5年間です。
- SMA System Packages SMA ENERGY SYSTEM - BUSINESS S、SMA ENERGY SYSTEM - BUSINESS XL、SMA STORAGE PACKAGE - BUSINESS、SMA ENERGY SYSTEM - HOME Mについては以下の条件が適用されます\*:
  - 10年間のSystem Packages SMAメーカー保証は、各システム([www.SMA-Solar.com](http://www.SMA-Solar.com))の試運転調整報告書の必要事項がすべて記入され、システムの試運転調整完了から30日以内に [Service-SG-Commissioning-Reports@sma.de](mailto:Service-SG-Commissioning-Reports@sma.de) 宛に転送される場合にのみ付与されます。
  - 試運転調整報告書の必要事項がきちんと記入されていないか、または間違った申告内容が含まれている場合、SMAは10年間のSystem Packages SMAメーカー保証を受け付けいたしません。
  - 10年間のSystem Packages SMA ENERGY SYSTEM - BUSINESS S、SMA ENERGY SYSTEM - BUSINESS XL、SMA STORAGE PACKAGE - BUSINESS SMAメーカー保証は、システムがドイツ国内で設置されている場合にのみ付与されます。
  - 10年間のSystem Package SMA ENERGY SYSTEM - HOME M SMAメーカー保証は、システムがイタリア国内で設置されている場合にのみ付与されます。

- 10年間のSystem Package SMAメーカー保証は試運転調整報告書に記載され、SMAがSystem Packageであると定義しているコンポーネントに対してのみ付与されます。その他のコンポーネントについては、10年間のSystem Package SMAメーカー保証からは除外されます。
- システムコンポーネント「バッテリー」については別個の保証が適用されます。現在有効な保証条件については、www.SMA-Solar.comでご確認いただけます。

\*北アメリカで販売されるSMA Energy Systemパッケージは対象から除きます。

TS4-Rについては、25年間のSMAメーカー保証の対象となります。

- TS4-R製品は、最初の試運転調整から31暦日以内に、SMA Sunny Portal (www.sunnyportal.de) 又はTigo Cloud (システム内にSMA以外のインバーターがある場合) で、システム登録を行う必要があります。システムにリモートアクセスできない場合は、SMAの遠隔での診断及び遠隔での問題解決は、現場で説明書を使用して保証請求者のサポートを行うという方法へと変わります。

上記に記載するすべての製品タイプについて、メーカー保証期間は、保証請求権者によって（又は保証請求権者のために）、最初に試運転された時（試運転調整報告書に記載するものとします）に開始します。SMAメーカー保証が有効となるには、対象製品に適用されるメーカーの設置説明書に従って製品を設置し、試運転をする必要があります。製品の構造的な変更又は承認されていない変更がなされ、且つSMAがこうした変更を要求していない場合、SMAメーカー保証は、前述の期間に関わらず、これらの変更がなされた日を以て終了します。構造的改ざんが行われた装置に損傷が持続しており、それがSMAの要求による改ざんではなかった場合、これらの構造的変更が本損傷の原因であるかどうかに関わらず、SMAは保証請求者に、本SMAメーカー保証によっては保証されない、これらの損傷を修理するために発生する費用を請求します。SMAは、この費用について事前に保証請求権者に通知します。修理は、保証請求権者がこれらの費用を負担するという同意をした場合に実施されます。

## 適用の地理的範囲

本SMAメーカー保証は世界中で適用されます。保証範囲は、特定の地理的範囲（下記に記載の国々）において異なる場合があります。

## 保証範囲

本SMAメーカー保証は、修理又は交換部品、又はその両方に関連して生じる費用を、保証期間の開始日から、規定された保証期間中、本書に規定された条件に従って、その保証対象とします。規定された保証期間中に製品が不良となった場合、SMAの裁量により、当該製品について以下のいずれかの対応を取ります。

- 製品タイプと、経過年数が同等分の製品と交換する。又は、
- SMA又はSMA指定のサービスパートナーが現地で修理する（システムが稼働している地域において現地でのサービスを提供するにはリスクが高すぎるとSMAが合理的に判断する場合、かかるリスクが存在すると合理的に判断される期間中、こうした現地でのサービスは停止される）。又は、
- SMA又はSMA指定のサービスパートナーがSMAの施設で修理する。又は、
- 5年間を超えるSMAメーカー保証付きの製品については、不良製品の適切な市場価格（製品に不具合がない場合に想定される市場価格を基にSMAが判断する）を返金する。

保証請求権者は、たとえエネルギー生産性又は安全性適合性に影響のない装飾上の不良である場合でも、同等の製品タイプ及び経過年数の交換製品を承認するものとします。SMAは、その選択により、保証請求権者の製品の修理又は交換の際に、新品又は新品同様の状態の若しくはその両方のオリジナルの（又は設計が改良された）部品を使用することができるものとします。

#### SMAが製品の交換を選択した場合

SMA製品を交換する場合、SMAは、その裁量により、事前に交換製品を納入するか、又は交換製品と送料の事前支払い確認後に交換製品を納入するか、又は不良製品の受領後に交換製品を納入します。保証請求権者は、SMAの要請に従って、交換製品が出荷されるのと同じ国内のSMAが指定する住所宛てに、その輸送方法に適した梱包をしたうえで、保証請求権者の危険負担において不良製品を返却しなければなりません。製品の撤去及び交換の費用、並びに交換製品の納入及び返却の輸送費用（輸出認証、検査及び関税を含むがこれらに限定されない）は、すべて保証請求権者が負担するものとします。但し、製品がSMA主要サポート国（下記の表を参照）に設置される場合には、交換製品及び返却製品の輸送費用、輸出認証、検査及び関税も、SMAメーカー保証の対象となります。

SMAは、不良製品を受領するまで、納入される交換製品の所有権を留保するものとします。

製品を交換する場合、SMAはその裁量により、事前に交換製品を納入するか、又は交換製品の価格および配送料の前払いがなされた後に交換製品を納入します。交換製品の価格は、不良製品が返品されSMAが受領した後に返金されます。

保証請求権者が交換製品の受け取り後30暦日を超えてから欠陥のある製品を返品した場合、SMAは期限超過RMA（返品確認）アカウントの管理費用を保証請求者に請求する権利を留保します。SMAから取得され、返品される製品の梱包に明確に表示され又は同梱される、有効なRMA番号なしでは受理できません。

#### SMAが現地での修理を選択した場合

SMAが製品を現地で修理することを決めた場合（SMA又はSMA指定のサービスパートナーによる修理）、SMAメーカー保証は、修理部材及び部品の撤去・交換の作業費又は交換製品を保証対象とします（但し、製品の設置場所が地上階または安全にアクセス可能な屋根であることを条件とします）。SMAメーカー保証は、以下の項目には及びません—輸送、輸出認証、検査、関税、傾斜のある屋根に設置された製品への安全なアクセスのための費用または昇降機器のための費用、交通費又は宿泊費、保証請求権者の従業員の費用、又はSMAが認定しない第三者の費用を含みますが、これらに限定されません。但し、製品がSMA主要サポート国（下記の表を参照）に設置された場合には、交換製品及び返却製品の輸送費用、輸出認証、検査、関税も、SMAメーカー保証の対象となります。

#### SMAの施設での製品修理を選択した場合

製品がSMAの施設で修理される場合、保証請求権者は不良製品を撤去し、その輸送方法に適した梱包をしたうえで、ドイツKasselのSMAの修理施設宛てに、保証請求権者の危険負担において不良製品を送付するものとします。SMAの施設において製品の修理が完了したら、SMAは保証請求権者に対して修理済みの製品を返送します。製品の撤去及び交換の費用、並びにドイツKasselのSMAの施設に対する製品の送付及び保証請求権者に対する返却に関する輸送費用（運賃、輸出認証、検査、及び関税を含むがこれらに限定されない）は、すべて保証請求権者が負担するものとします。但し、製品がSMA主要サポート国（下記の表参照）に設置された場合には、製品及び修理済みの製品の輸送費用、輸出認証、検査、及び関税は、SMAメーカー保証の対象となります。

#### その他の費用範囲

SMAは、修理を行う前に支払う必要がある（交換製品の価格、輸送費、輸出認証、検査、関税、交通費、または宿泊費を含むがこれらに限定されない）。修理は、保証請求権者がこれらの費用を負担するという同意をした場合に実施されます。

## SMA主要サポート国

主要サポート国は以下の通りです。但し、これらの国の関連の諸島および海外領土は含まれません。

オーストラリア	カナダ	チリ	中国	欧州連合諸国	インド	バチカン市国
日本	キルダンシ	リヒテンユタイン	マレーシア コ	メキシ	モナコ	ニュージーランド
フィリピン	サンマリノ	南アフリカ	大韓民国		台湾	タイ
トルコ	アラブ首長国連邦	アメリカ合衆国	ブラジル	スイス イスラエル		

## 保証の例外

以下により生じた損傷又は性能に関する問題は、SMAメーカー保証の対象外です。

- 技術文書および説明書又はこれらに規定された手順、若しくはこれらすべて、又は要件若しくはその両方の不遵守
- 不適切な取扱い、輸送、保管、又はSMA提供でない資材による梱包に関連する損傷
- SMAの提供によらない不適切な設置又は試運転
- SMAの承認しない修正、変更又は修理の試行
- 装置の換気不十分及びいかなる必然の熱損傷
- 設計範囲外の大気又は環境条件への暴露による腐食
- 適用される安全規制（UL、CSA、VDE、IECなど）の不遵守
- 誤った使用又は不適切な運転（不適切な強制シャットダウン、不適切なDC比率を含むがこれらに限定されない）
- SMAバッテリーインバーターでの使用が認証されていないタイプのバッテリーの使用
- Sunny Island及びSunny Boy Storageインバーターの全負荷運転時間が20,000時間を超えた場合（全負荷運転時間は、全運転時間のAC放電及びAC充電エネルギーを製品の定格出力で割ったものを意味します）
- 事故及び外的影響
- 以下の例を含むがこれらに限定されない不可抗力：過電圧、落雷、洪水、火災、地震、暴風雨による損傷、害虫獣による損傷、齧歯動物による損傷

以下の事項は明示的に本SMAメーカー保証の対象でないものとします。

- 以下を含むがこれらに限定されない、SMAが販売元でないすべての物品：設置ケーブル、コントローラー、（充電式）バッテリー、変流器（CT）、変圧器（VT）及び通信機器。
- 通常の使用で損耗する製品の消耗品及び部品（バリスタ、ファン、サージアレスタ、ストリングヒューズ、ESSハンドル、フィルター、充電式バッテリー、過電圧保護装置など）
- エネルギーの産出、形態、適合性若しくは機能の低下に直接的な影響のない、装飾又は仕上げの不良

## 保証の（残余の）保証期間への影響

製品全体が本SMAメーカー保証に基づいて交換された場合、当該交換前の製品の残余の保証期間が、交換後の製品の保証期間となります。製品のコンポーネントが本SMAメーカー保証に基づき交換又は修理された場合、交換後のコンポーネントには、修理の対象となった製品の残余の保証期間が適用されません。

## 本SMAメーカー保証における権利行使手続

保証請求権者は、定義されている保証期間内に、速やかにSMAに通知するものとします。製品がSMAメーカー保証の対象であるか否かを確認できるよう、保証請求権者は以下で述べられている用件に加え、不良製品の製造番号を含む試運転調整報告書の写しを提出するものとします。SMAは、それ以外の文書の写しを提出するよう求めることができません（製造番号を含む購入請求書を含むがこれらに限定されない）。SMAは、以下の言語の文書のみ受諾します：アラビア語、チェコ語、オランダ語、英語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ヒンドゥー語、イタリア語、日本語、中国語、韓国語、スペイン語、及びタイ語。これらの言語に対する、翻訳証明が付された翻訳も受諾することができます。銘板が完全に判読可能であることが保証の前提条件となります。これらの要件が完全に満たされない場合、SMAは本SMAメーカー保証に基づき、本SMAメーカー保証を履行する義務はないものとします。

保証サービスは、SMAのオンライン サポート ([www.SMA-Solar.com](http://www.SMA-Solar.com)) の「サービスおよびサポート」にアクセスすることにより利用可能です。保証請求権者又はその電気関係専門担当者は、不具合について、下記の手続により、各国のSMAコールセンターまで報告してください。

- 不具合について適切な分析を行うため、認定サービス技術者がSMA製品の所在地において、高品質のデジタルAC/DC電圧計およびSMA製品のマニュアルにおいて指定された所定のツールを用いなければならない場合があります。
- 認定サービス技術者が、現地において、電圧の測定及びインバーターからのエラーコードの提供を必要とする場合があります。
- 上記以外の追加情報が必要な場合があります。例えば下記の情報です（但し、これらに限定されません）。
  - モデルタイプ番号
  - 設置場所名称
  - 最初の試運転日
  - 太陽電池アレイの構成
  - バッテリーのメーカー及びバッテリータイプ
  - パワーコンディショナに加えられた修正の説明
- 返却されるパワーコンディショナからインターフェースオプションモジュールを安全に取り外し、交換製品に再設置することができるように保管をしてください。
- SMAは、不良製品の適正な返却又は廃棄について指示をします。
- SMAサービス修理部門が当該製品を試験した結果、不具合が発見されない場合、保証請求権者に対し検査料金及び輸送費用を請求する場合があります。

本SMAメーカー保証に従いSMAから提供されるサービスは、事前にSMAによりサービス内容が同意され書面にて確認される場合に限り、無料で提供されます。書面による確認は、文書または電子メッセージ（ファックス又は電子メールを含むがこれらに限定されない）によりなされるものとします。保証請求権者が本SMAメーカー保証における権利を行使するために必要となったすべての費用は、保証請求権者が負担するものとします。

## 適用範囲

本SMAメーカー保証に記載の権利は、本SMAメーカー保証により保証請求権者に付与された排他的な権利を表しています。それ以外の請求、すなわち不良製品により惹起された直接的又は間接的損害の賠償請求、分解又は設置から生じる費用の賠償請求、若しくは電力生産又は利益の喪失、又はそのすべてを含むが、これらに限定されないその他の請求は、SMAメーカー保証の対象外です。保証請求権者が本SMAメーカー保証において不必要又は不合理なサービス作業若しくはSMAによる交換又はその両方を要求する場合、SMAは、その結果生じた費用を保証請求権者に対して請求することができるものとします。

## 準拠法及び管轄裁判所

- (1) 本SMAメーカー保証から（又は、これに関連して）生じるすべての請求には、国連国際物品売買条約（CISG）を除き、ドイツの法律が適用されます。但し、保証請求権者が、EC 593/2008の第6条に定義される消費者であり、SMAが次の条件を満たす場合に限り、(i) その消費者が居住地を国で、当社が商業的または専門的活動を行っていること、又は (ii) 方法の如何を問わず、その国若しくはその国を含む諸外国で上述の活動を監督していること、且つ (iii) 本SMAメーカー保証が上述の活動範疇に含まれ、本段落に規定されるドイツ法の適用が、当該消費者が常居地をおく国の法律に基づく合意によって制限されない条件により、消費者の保護される権利を奪うことにならないこと。
- (2) 本SMAメーカー保証から生じる（又は関連する）すべての争議の裁判地はドイツ、カッセルとするものとします（但し、保証請求権者が、ドイツ民法における商人（Merchant）、公法における法人または公法により規律される者であることを条件とします）。
- (3) 保証請求権者が消費者であり、その居住地又は常居所が欧州連合内または欧州経済地域に関する協定の当事者である国内にある場合、SMAは主に、ドイツ調停センターの一般消費調停機関における争議調停手順に従うことを選好するものとします。ドイツ調停センター 一般消費調停機関（Allgemeine Verbraucherschlichtungsstelle des Zentrums für Schlichtung e.V.）所在地： Straßburger Str. 8, 77694 Kehl。

詳細については、当社ウェブサイト[www.SMA-Solar.com](http://www.SMA-Solar.com)の「サービス」セクションをご覧ください。